

「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」の  
大筋合意について

平成 29 年 11 月 11 日  
農林水産大臣談話

- 1 11 月 10 日（現地時間同日）、ベトナムのダナンで行われた環太平洋パートナーシップ（T P P）閣僚会合において、「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（T P P11 協定）の大筋合意が確認されました。
- 2 本協定は、T P P の早期発効に向けた取組の一環として、米国を除く T P P 署名 11 か国で合意されたもので、その内容は T P P 協定の範囲内のものです。
- 3 平成 27 年 10 月の T P P 協定の大筋合意により我が国の農林水産業は新たな国際環境に入ったことから、政府としては、農林水産業の国際競争力を強化するため、「総合的な T P P 関連政策大綱」に基づく体質強化策を講じてまいりました。
- 4 本年 7 月には、日 E U ・ E P A 交渉も大枠合意に至り、今回は、T P P11 協定が大筋合意に至りました。  
農林水産省としては、農林漁業者をはじめとする国民の皆様の懸念と不安を払拭するため、合意内容等についての説明を尽くすとともに、経営安定対策を講じてまいります。また、国際競争力を強化し農林水産業を成長産業とするための体質強化策について、こうした状況やこれまでの実績の検証等を踏まえて必要な見直しを行いつつ、確実に実施していく考えであります。
- 5 今後とも、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げていけるよう、政府一体となって取り組んでまいりますので、国民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。